

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【公表番号】特表2007-526659(P2007-526659A)

【公表日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2007-035

【出願番号】特願2006-515143(P2006-515143)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2006.01)

H 04 N 5/45 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

H 04 N 5/45

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月21日(2008.11.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1ビデオ・ストリームと第2ビデオ・ストリームとのピクチャ・イン・ピクチャ表現用のメディア再生装置において、

前記第1ビデオ・ストリーム及び前記第2ビデオ・ストリームを受信するように構成されたメディア・インターフェースであって、前記第1ビデオ・ストリームが第1データに関連し、前記第2ビデオ・ストリームが第2データに関連する少なくとも1つのメディア・インターフェースと；

前記第1データ及び前記第2データを得るように構成され、さらに、前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現における前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの相対オフセットを示す前記第1データ及び前記第2データを用いて、前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を同期させるように構成され、さらに、前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現の期間中に、前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの間の前記相対オフセットを維持するように構成されたプロセッサと

を具えていることを特徴とするメディア再生装置。

【請求項2】

前記第1ビデオ・ストリームが前記第1データを含み、前記第2ビデオ・ストリームが前記第2データを含むことを特徴とする請求項1に記載のメディア再生装置。

【請求項3】

前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を構成するための制御データが、前記メディア再生装置内のファイル中に配置されていることを特徴とする請求項1に記載のメディア再生装置。

【請求項4】

前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を構成するための制御データが、前記メディア再生装置外の情報源中に配置されていることを特徴とする請求項1に記載のメディア再生装置。

【請求項5】

前記第1データ及び前記第2データがメタデータであることを特徴とする請求項1に記載のメディア再生装置。

**【請求項6】**

前記プロセッサがさらに、前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとを同期を維持する速度で進行させることによって、前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を同期させるように構成されていることを特徴とする請求項1に記載のメディア再生装置。

**【請求項7】**

前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を構成するための制御データが、前記第2ビデオ・ストリーム中に配置されていることを特徴とする請求項1に記載のメディア再生装置。

**【請求項8】**

前記プロセッサが、前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現における前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの前記相対オフセットを決定するように構成されていることを特徴とする請求項1に記載のメディア再生装置。

**【請求項9】**

メディア再生装置によって使用される方法であって、第1ビデオ・ストリームと第2ビデオ・ストリームとのピクチャ・イン・ピクチャ表現を行う方法において、

前記第1ビデオ・ストリームを受信するステップであって、前記第1ビデオ・ストリームが第1データに関連するステップと；

前記第2ビデオ・ストリームを受信するステップであって、前記第2ビデオ・ストリームが第2データに関連するステップと；

前記第1データ及び前記第2データを得るステップと；

前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現における前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの相対オフセットを示す前記第1データ及び前記第2データを用いて、前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を同期させるステップと；

前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現の期間中に、前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの間の前記相対オフセットを維持するステップと  
を具えていることを特徴とするビデオ・ストリームのピクチャ・イン・ピクチャ表方法。

**【請求項10】**

前記第1ビデオ・ストリームが前記第1データを含み、前記第2ビデオ・ストリームが前記第2データを含むことを特徴とする請求項9に記載の方法。

**【請求項11】**

前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を構成するための制御データが、前記メディア再生装置内のファイル中に配置されていることを特徴とする請求項9に記載の方法。

**【請求項12】**

前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を構成するための制御データが、前記メディア再生装置外の情報源中に配置されている特徴とする請求項9に記載の方法。

**【請求項13】**

前記第1データ及び前記第2データがメタデータであることを特徴とする請求項9に記載の方法。

**【請求項14】**

前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現を同期させるステップが、前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとを同期を維持する速度で進行させることを含むことを特徴とする請求項9に記載の方法。

**【請求項15】**

さらに、前記ピクチャ・イン・ピクチャ表現における前記第1ビデオ・ストリームと前記第2ビデオ・ストリームとの相対オフセットを決定するステップを具えていることを特徴とする請求項9に記載の方法。

**【手続補正2】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0002**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0002】****2.一般的背景及び従来技術**

インタラクティブ（対話的）マルチメディアは、ユーザが利用可能な多種多様なマルチメディア・リソースを調べ上げることによって、主題をより十分に鑑賞することをもたらす。インタラクティブ・マルチメディアは、テキスト（文字列）、オーディオ、グラフィック、静止画像、及び動画を統合して単一のコンピュータ制御のマルチメディア製品にすることを含む。インタラクティブ・マルチメディアへの望みは、これらのプログラム用のデータ記憶の増加と共に成長してきた。